

平成 2 6 年度

第 1 回東京都食品安全審議会

日時：平成 2 6 年 8 月 1 日（金）午後 3 時 0 0 分～
場所：東京都庁第二庁舎 3 1 階 特別会議室 2 1

午後 3 時 0 0 分開会

【田崎食品監視課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより平成 26 年度第 1 回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しいところ、非常に暑いところでございますが、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

私は、福祉保健局の食品監視課長の田崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。西島会長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、着座して進めさせていただきます。

では、開会に先立ちまして、中谷健康安全部長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【中谷健康安全部長】 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました福祉保健局健康安全部の中谷でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中、また、大変暑い中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

去る、2 月 14 日に開催いたしました食品安全審議会におきまして、東京都の食品安全施策の根幹でございます、東京都食品安全推進計画の改定につきまして、知事より諮問をさせていただきました。審議会におきまして諮問事項については、具体的かつ専門的な検討を要するということから、検討部会が設置され、大屋部会長をはじめ、委員の皆様により、これまで 3 回にわたり、熱心なご審議をいただきました。本日は、部会からの中間まとめをご報告いただけますことに、深く感謝申し上げます。

さて、現在の食品安全推進計画が策定されて以降、腸管出血性大腸菌による大規模かつ重篤な患者が発生した食中毒、事業者による偽装表示など、食の安全や表示に関する問題が報道され、都民からも高い関心が寄せられております。

また、現在、消費者庁では、食品表示法の来年度施行に向け、新たな機能性表示制度を含む、食品表示基準の検討が行われており、都といたしましても、適切な対応が求められているところでございます。

一方、2020 年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、また、昨年 12 月には、和食がユネスコ無形文化遺産に登録をされました。今後、海外からも多くの方が東京を訪れ、日本、そして、東京の食を楽しむ機会がふえることと思っております。その際、食の安全確保が最も重要であるということは、言に及ばないところでございます。

そのためには、行政が行う食の安全確保対策はもとより、食品安全情報の分析・発信、事業者による自主的衛生管理、さらには、都民・事業者・行政の相互理解・協力など、推進計画を中心に、これらの課題に皆様とともに取り組むことが東京都の責務であると考えてございます。

今回が、推進計画の中間のまとめという一つの区切りとなる機会ではございますが、専門的立場、あるいは都民の視点から忌憚のないご意見を賜りまして、新たな推進計画の策定に向けてのご審議をお願いしたいと考えております。

今後とも、都の食品安全行政に対しまして、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

なお、私事でございますが、別の会議がございまして、その関係で大変申しわけご

ざいませんが、3時40分ごろには、退席をさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【田崎食品監視課長】 それでは、まず、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。本年度、東京都農業協同組合中央会の増山茂美常務理事がご都合で退任されまして、そのご後任として同会の井上和美常務理事に委嘱いたしました。

続きまして、委員の皆様の出席状況の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができません。ただいまの出席委員は21名でございます。委員総数23名の過半数に達しており、定数を満たしていることにつきましてご報告させていただきます。

なお、本日、岡部委員、関川委員からはご欠席とのご連絡を受けております。

また、前回、2月の審議会以降、東京都の事務職職員が一部人事異動等により、変更・追加がございましたので、お配りしてある名簿に沿いまして、簡単にご紹介させていただきます。審議会委員名簿の裏面をご覧くださいませでしょうか。

一番上から、福祉保健局長、梶原洋でございます。本日は、所用により欠席させていただきます。

上から順番にご案内します。福祉保健局食品医薬品安全担当部長、仁科彰則でございます。

生活文化局消費生活部長、山本明でございます。

生活文化局消費生活部企画調整課長、赤羽朋子でございます。

産業労働局農林水産部長、寺崎久明でございます。本日は、欠席でございます。

同じく産業労働局農林水産部食料安全課長、遠藤佳成でございます。

環境局環境改善部化学物質対策課長、高橋輝行でございます。本日、欠席しております。

中央卸市場事業部業務課長、井上正紀でございます。

教育庁地域教育支援部健康教育担当課長、鈴木隆也でございます。

健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課長、灘岡陽子でございます。本日、欠席しております。

その他の職員につきまして、名簿をもちまして、紹介に代えさせていただきます。これからは、この体制で対応させていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以降の進行につきましてでございますが、西島会長にお願ひしたいと思います。

なお、ご発言の際は、挙手の上、ご発言をお願ひいたします。

それでは、会長、よろしくお願ひ申し上げます。

【西島会長】 それでは、審議に入ります前に、事務局から配付資料について確認をお願ひいたします。

【田崎食品監視課長】 はい、承知しました。

それでは、資料につきましては、資料1から4がございます。

まず、資料1、東京都食品安全推進計画の改定について〈審議経過等〉。

それから、資料2、東京都食品安全推進計画の改定について〈答申（案）の中間ま

とめ>検討部会報告。これは概要版でございます。

資料3、東京都食品安全推進計画の改定について<答申(案)の中間まとめ>検討部会報告。これは検討部会の報告本体になります。

そして、資料4、東京都食品安全推進計画戦略的プラン、平成22年度から25年度の実施状況、26年度の予定も含めた資料でございます。

参考資料につきましては、机上に配付されておりますけれども、1から10までございます。ご確認していただければと思います。あと、机上資料として、東京都食品安全推進計画の冊子が置いております。

以上が、本日の資料になります。よろしくお願いたします。

【西島会長】 資料について確認がございました。不足等はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。本年、2月14日に開催されました、平成25年度第3回審議会で、東京都食品安全推進計画の改定について諮問をいただき、その後、大屋副会長を部会長とする検討部会においてご検討をいただいていたところ です。

本日は、その検討結果を部会長から答申(案)の中間まとめ、検討部会報告としてご報告をいただき、審議いたします。

それではまず、検討部会における審議過程等について事務局より説明をお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 それでは、資料1をご覧になっていただけますでしょうか。

諮問事項に関する審議経過等をまとめてございます。

平成25年2月14日に第3回の食品安全審議会を開催させていただきました。知事より、ここで東京都食品安全推進計画の改定について諮問させていただきました。諮問書は、参考資料1に添付させていただいております。同時に、諮問事項につきまして検討部会を設置して、検討することをご了承いただいております。

続きまして、3月28日に平成25年度第5回検討部会、5月14日に平成26年度第1回検討部会を開催しております。

これらの結果を踏まえまして、7月7日に第2回検討部会を開催し、これまでの検討経過を<答申案の中間まとめ>検討部会報告としてまとめております。こちらは、本日、大屋部会長より報告いただく形になっております。

以上でございます。

【西島会長】 ただいまの説明につきまして、何か質問等はよろしいでしょうか。

それでは、<答申案の中間まとめ>検討部会報告を大屋部会長よりお願いいたします。

【大屋部会長】 それでは、答申(案)の中間まとめについて、検討部会報告をさせていただきます。

去る2月14日、本諮問案件に関しまして、当審議会より検討部会を設置して検討する旨の付託を受け、資料1裏面の検討部会委員名簿に記載された委員構成により検討部会を設置し、計3回にわたり検討を行ってまいりました。

検討過程におきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催

を見据えて、計画期間を平成27年度から32年度までの6年間といたしました。検討部会では、計画全般にわたりまして議論を行ってまいりましたが、特に自主的衛生管理の推進、健康食品対策、食品安全情報の世界への発信等について、活発な議論がなされました。検討部会報告の具体的内容は、資料3にまとめておりますので、詳細につきましては、事務局より報告をさせていただきます。

【高橋食品安全係長】 食品監視課の食品安全担当係長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、検討部会報告の詳細につきましてご説明させていただきます。使います資料は、資料2、A3判の1枚紙ですけれども、東京都食品安全推進計画の改定について〈答申（案）の中間まとめ〉検討部会報告の概要。それから、資料3の検討部会報告の本文となっております。

まず、資料2でございますけれども、こちらは、推進計画の改定についての中間まとめの概要となっております。

この中間まとめの構成ですけれども、第1章から第3章までの3章構成となっております。

第1章は、資料の左端の欄に書いておりますけれども、計画の改定に当たっての考え方となっております。ここでは、第1節と第2節の二つの節に分けておりますが、第1節は、計画の基本的事項としまして、1の「食品安全条例と推進計画との関係」。こちらは、食品安全条例第7条に推進計画の策定に関することが規定されておりますので、この第7条に基づき計画を策定するとしております。

1の「計画の基本的視点」でございますけれども、食品安全条例の目的、それから、基本理念を踏まえまして、諸課題を解決していくということを基本視点としております。

3の「計画の構成」です。生産から消費に至る各段階の食品安全確保施策の総合的な体系を基本施策としまして、その中から重点的に取り組むべき施策を重点施策として選定していくということと、推進計画の実施に向けた考え方、大きくこのような構成となっております。

4の「計画期間」ですが、第1期、それから、現行の第2期の推進計画では、5年間の計画の期間となっております。オリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、平成27年度から平成32年度、西暦で言いますと2020年度までの6年間の計画としております。

第2節でございますが、「課題と対応の方向性」としまして、食品安全条例の目的と基本理念を踏まえた計画の基本視点に対応した3点を「施策の柱」に位置づけて、課題を整理しております。

まず、「施策の柱1」でございますが、「国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進」です。

課題としましては、2点ございますが、ノロウイルスですとかカンピロバクター、腸管出血性大腸菌といった食中毒などの発生。それと、海外の安全基準に対応した衛生管理システムの普及を挙げております。

対応としましては、事業者による自主的衛生管理の推進として、具体的には都独自

の制度であります認証制度の普及と、HACCPシステムの普及、この2点を挙げております。

「施策の柱2」でございますが、「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」でございます。

課題として2点、挙げております。食品流通のグローバル化の進展、それと食品表示法の施行など新たな食品表示制度でございます。

対応としましては、グローバル化につきましては、海外を含めた情報の収集・分析・評価、それと、新たな食品表示制度につきましては、その制度の普及や制度に応じた体制の整備が必要であるとしています。

「施策の柱3」ですけれども、「世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進」です。

課題としまして、3点挙げております。1点目が、食品中の放射性物質モニタリング検査結果の周知。2点目が、都民自らが判断して食品を選択できる環境づくり。3点目が食物アレルギーのリスクの低減です。

対応としまして、放射性物質モニタリング検査結果を初めとしました食品安全情報の世界への発信、それと、リスクコミュニケーションに該当します都民・事業者・行政の意見交換の場の充実、総合的な食物アレルギー対策としております。

第2章でございますが、資料の真ん中から右にかけまして、大きく囲ってあるところになります。第2章では、「食品の安全確保のための施策」としまして、第1節から第3節までの三つの節で分けてあります。

まず第1節でございますが、「施策の体系化」といたしまして、推進計画を総合的に実施するために、施策を体系化しています。

具体的には、「施策の柱1、2、3」、これに基礎研究ですとか人材育成など施策の土台となる取り組みを「施策の基盤」として位置づけております。

第2節、「基本施策」ですけれども、都における生産から消費に至る食品安全確保施策（46施策）ございますが、これを「施策の柱」、「施策の基盤」ごとに一覧として取りまとめております。

第3節、「重点施策」ですが、課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策を基本施策から選定しております。

なお、重点施策の選定の視点としましては、点線で囲ってあるところに3点書いております。1点目として、食品安全に関する事件・事故の未然防止・拡大防止対策の充実。2点目として、国際動向を踏まえた自主的衛生管理の普及拡大や食品表示などの新たな制度への対応。

最後の3点目としまして、食品の安全に関する情報の世界への発信や関係者間の協力・相互理解の促進。このような視点から重点施策を選定しております。

右の図で、「都における食品安全確保施策の総合的な体系」を一覧でお示ししております。少し文字が小さくなっておりますけれども、こちらの左から「施策の柱1、2、3」、それと「施策の基盤」、これに体系づけておまして、一番右端に番号が書いてございますが、ナンバーの1から46までの基本施策を列挙して体系化しております。

なお、重点施策につきましては、11個の施策を選定しておまして、それぞれ星

印でマークをつけてございます。

施策の内容につきましては、後ほど、本文で重点施策を中心に説明させていただきます。

第3章ですけれども、「推進計画の実施に向けた考え方」としまして、資料の一番下に記載してございます。こちらは、第1節と第2節の二つの節に分けて記載しておりますが、第1節では、「施策の推進体制」ということで、関係各局が適切に連携し、全庁的に施策を推進していくということ。それから、各種審議会等の意見・提言を活用しまして、施策を推進していくということを記載しております。

第2節では、「推進計画の実施と見直し」といたしまして、重点施策を中心に進ちよく状況を把握し、適切な点検と進行管理を実施していきます。具体的には、進ちよく状況を年度ごとに食品安全審議会へ報告するというのと、中間時期に広く都民に公表するということになります。

最後ですけれども、新たなリスクの顕在化など状況の変化が大きい場合は、必要に応じて計画の見直しを検討するという内容となっております。

以上が概要でございます。

続きまして、本文の説明をさせていただきます。

資料3の冊子をごらんください。「東京都食品安全推進計画の改定について〈答申(案)の中間まとめ〉」となっております。

表紙をめくっていただきますと、目次の記載がございます。1ページでは、「はじめに」としまして、現行の推進計画が平成26年度、今年度で終了するということから、食品安全審議会は、本年2月14日付で知事から推進計画の改定について諮問を受けたということ。審議会では、検討部会を設置して、専門的・具体的に検討して、答申(案)の中間まとめとして取りまとめたという経緯を書いております。

2ページ目からは第1章「東京都食品安全推進計画の改定に当たっての考え方」です。

まず、前段で、これまでの推進計画策定の経緯、平成17年に初めて策定して、平成22年に改定したことを記載してあります。この平成22年に改定したものが現行の推進計画となっております。

都は、推進計画に基づきまして、各局連携のもと、全庁横断的に施策を推進してきたということと、それと、現行の計画期間中にも、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による食中毒、偽装表示といった課題が発生しているということ。平成23年3月には、原子力発電所の事故も起こっておりまして、食品中の放射性物質といった新たな課題が生じているといったことを記載してあります。

このため、推進計画の改定に当たりましては、食品安全条例の基本理念のもとに、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続、この施策の継続を基本として、現行の計画がスタートしました平成22年度以降に生じた食品安全に関する諸課題、これらと2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた課題を整理して、施策を一層推進していく必要があるとしております。

第1節でございますが、「推進計画の基本的事項」ということで、1点目の「食品安全条例と推進計画」との関係でございますけれども、概要で説明しましたとおり、

条例の第7条に基づいて計画を策定します。点線の中には、食品安全条例の第7条が抜粋してございます。

2点目の「推進計画の基本的視点」です。食品安全条例の目的ですけれども、食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の健康保護を図ることを目的としております。

このために、基本理念が三つございますが、一つ目が、「事業者責任を基礎とする安全確保」、二つ目が、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、三つ目が、「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」といったこの三つの基本理念を掲げております。

このため推進計画は、条例の目的、基本理念を踏まえまして、食品を取り巻く課題の解決を図っていくべきと考えております。

3点目の「推進計画の構成」につきましては、概要でご説明しましたとおり、1の基本政策、2の重点施策、それから、3の推進計画の実施に向けた考え方といった大きな構成としております。

4点目の「計画期間」でございますが、オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、平成27年度から32年度までの6年間としております。

4ページ目でございますけれども、こちらには、食品の安全と安心の考え方を整理しております。これは、現行の計画、机上資料の冊子7ページになりますが、そこにも記載してありますとおり、今までの計画でも整理していたものを、改めて中間のまとめの中でも記載させていただいております。

5ページ目でございますが、第2節、「食品の安全に係る課題と対応の方向性」です。ここでは、先ほど申し上げました推進計画の基本的視点に基づきまして、施策の柱を三つ設けて、課題とその対応を整理しております。

「施策の柱1」では、「国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進」です。これは、条例の基本理念にあります1番目の「事業者責任を基礎とする安全確保」に対応しております、主に事業者側の取り組みとなっております。

課題としましては、ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌といった食中毒、このような健康被害の発生を未然に防止するためには、事業者の自主的衛生管理を一層推進させることが必要であるとしています。

また、昨年末に発生しました、国内で製造された冷凍食品に意図的に農薬が混入された事件でございますが、このような事件の対策につきましては、衛生管理対策のみでは、十分に防止することが困難な側面があると言えます。

しかしながら、事業者が自主的衛生管理に取り組むことは、従業員の意識向上にもつながり、意図的な異物混入対策の基礎になるといった考えを記載しております。

さらに、昨年6月に政府が閣議決定しました日本再興戦略、こちらでも日本の食品の安全・安心を世界に発信するために、海外の安全基準に対応するHACCPのシステムの普及を図るとしておりますので、自主的衛生管理は、国際的な規格や基準と整合させるなど、国際動向を見据えて推進していくべきであるとしています。

6ページに、対応としまして2点挙げております。

1点目ですが、自主管理に関することにつきましては、農産物の生産段階ですとか、

食品の製造から販売段階における自主的な取り組みに対しまして、都が独自に認証する制度、このような制度の普及を図っていくということがございます。

制度の普及に当たりましては、事業者の取り組みの段階に応じた認証区分の設定や認証基準の国際規格の整合などを通じて、認証取得を促進するとしております。

また、2点目は、国際基準であるHACCPシステムの普及を図るとしてあります。

次に、「施策の柱2」、「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」です。これは、条例の基本理念の「最新の科学的知見に基づく安全確保」に対応しております。主に行政側の取り組みとなっております。

課題としては2点ございまして、1点目が食品流通のグローバル化に伴います輸入食品対策。特に東京は、輸入食品の流通の中枢であるということから、都の対策が国全体につながる側面があるといったことにも言及しております。

2点目としましては、食品表示に関することです。食品衛生法、JAS法、健康増進法、この食品表示を一元化した食品表示法の施行ですとか、健康食品を初めとした新たな機能性表示の導入。それと、飲食店メニュー等の偽装・誤表示を端緒とした景品表示法に基づく都道府県知事の権限強化といった新たな食品表示制度に適切に対応する必要があるということをお述べております。

対応としましては、輸入食品につきましては、輸入食品を含めた食品の安全を科学的根拠に基づき確保するために、海外を含めた幅広い分野の情報を収集し、分析・評価を行い、対策を実施することとなっております。

新たな食品表示制度につきましては、制度の普及や相談・監視体制の整備を行うことを記載しております。

「施策の柱3」でございます。7ページになりますが、「世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進」です。こちらは、条例の基本理念の「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」に対応しております。

課題として3点挙げております。1点目は、放射性物質に関連する内容でございます。原子力発電所の事故以来、食品中の放射性物質に関する対策が始まっております。基準値を超えるような食品というのは、減少傾向にございますけれども、放射性物質に関する不安の払拭のためには、放射性物質のモニタリング検査の公表ですとか、関連情報の周知といった対応が求められると言えます。

2点目としては、リスクコミュニケーションに関することです。都民自らが判断して食品を選択できる環境づくりが必要であるということと、そのために関係者によるリスクコミュニケーションを一層活発に行うことが重要としております。

3点目としまして、食物アレルギーに関することです。食物アレルギーは、アナフィラキシーショックといった症状もございまして、健康リスクの高いものと言えます。対策としては、表示ですとか、製造でのアレルギー物質の混入防止、それから、発症時の対応など、多岐にわたっております。このために、全庁横断的に対策を進めるべきであるとしております。対応としても、それぞれ課題に対応した3点を挙げております。

1点目が、オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、食品中の放射性物質モニタリング検査結果を初めとした、食品安全に関する情報を世界に向けて発信する

ということです。

2点目は、都民・事業者及び行政が一堂に会して行う情報や意見交換の場を一層充実させていくということです。

3点目の食物アレルギー対策については、関係各局が連携して、関係者間の相互理解と協力を得ながら対策を進めていくということでございます。

8ページになりますけれども、こちらからは第2章としまして、「食品の安全確保のための施策」となっております。

第1節は、「施策の体系化」です。ここでは、先ほど申し上げました三つの「施策の柱」と、その土台となる取り組みを「施策の基盤」と位置づけまして、これらに基づき、都の各局が推進している全ての食品安全確保施策を「基本施策」とするということと、「基本施策」から特に重点的に取り組む施策を「重点施策」とするということを記載しております。

9ページに、「都における食品安全確保施策の総合的な体系」をお示ししております。

10ページ目をごらんください。10ページ目以降につきましては、第2節としまして、基本施策の一覧となっております。「施策の柱」、それから、「基盤」ごとに番号順に取りまとめております。

「基本施策」では、改定に当たっての考え方とおおり、施策を継続的に実施していくことを基本としていますので、ここでは、現行計画と比較しまして、変更のあった主な施策をご紹介させていただきたいと思っております。

また、「重点施策」につきましては、星印でお示ししておりますが、内容は後ほど「重点施策」の項目でご説明いたします。

まず、11ページでございます。この中では、施策のナンバー9、「事業者に対する講習会等の開催」ですが、今まで、コンプライアンスのセミナーを開催してございましたけれども、事業者のコンプライアンスの向上に向けましては、事業の内容に応じた講習会、こういった中で行っていくということとし、また、事業者にとって有益な最新の情報を提供するといった内容となっております。

続いて、13ページでございますけれども、13ページの18番に「畜産物等の安全対策」、それから、19番に、「と畜場における食肉の安全確保」という施策がございます。現行の計画では、「BSE対策」が一つの施策として項目立てしてございましたけれども、今後は、生産現場におけるBSE対策につきましては、18番の「畜産物等の安全対策」の施策に。それから、と畜場におけるBSE対策につきましては、19番の「と畜場における食肉の安全確保」に含めまして、引き続き実施していくこととしています。

15ページでは、26番の施策、「消費生活調査員による調査」です。ここでは、消費生活調査員が、消費者の視点から食品の表示調査を実施することや、都民との協働によりまして、適正表示の推進を図っていくというように、概要の内容を修正しております。

16ページでございますけれども、一番上に「食品の安全に関する普及啓発・情報提供」としまして、ナンバー30の施策がございます。こちらには、現行の施策では、「生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化」といった施策がございますが、

この施策に統合しまして、普及啓発・情報提供を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、各局のホームページですとかSNSといったものを利用して、情報を適切にわかりやすく都民・事業者提供してまいります。

31番、これは重点施策になっておりますが、「食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信」となっております。こちらは、次期推進計画の新規の施策となっております。

それ以降、19ページまでは基本施策が46番まで続いておりますけれども、こちらにつきましては、基本的には、現行の推進計画と同様の内容を継続的に実施していくという形式になってございます。

それでは、20ページをごらんください。第3節としまして、「重点施策」でございます。まず、1番の「重点施策の選定の考え方」でございますが、これは第1章第2節でお示しました課題に対して迅速・的確に対応するために、特に重点的に取り組む施策といった位置づけで、基本施策から選定していくということと、推進計画の実施期間である6カ年の間に具体的な成果が得られるように推進をしていくべきだと記載してございます。

施策の選定の視点につきましては、四角で囲ってありますローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲとなっております、この内容は概要でご説明したとおりでございます。

2としまして、「重点施策の内容」です。先ほども星印で示した施策、これが11ありますが、これを重点施策として選定しております。

その内容でございますが、「重点施策1」、「東京都エコ農産物認証制度の推進」でございます。現行の施策では、GAPですとか、生産情報提供食品事業者登録制度、こういったものを施策としておりますが、これらの施策を新たな制度であります東京都エコ農産物認証制度の推進に統合しまして、組みかえを行っております。

これは、食品の安全・安心確保のためには、食品流通の出発点であります生産段階において自主管理を促進する取り組みというのが重要であるということと、また、昨年度、都民アンケートとしまして、都政モニターアンケートを実施してまして、食品の安全を確保するために最も重要と考える段階といったものはどこですかといった質問がございました。

この回答としまして、生産段階であると答えた人が55.6%と半数以上を占めておりました。

さらに、生産段階での土づくりの技術とか、化学合成農薬、化学肥料を削減するといった環境に配慮した取り組み、こういったものも評価されるべきものであるとしております。このためにこのような取り組みが行われた農産物を取り組みの段階に応じて認証するといったことが、消費者が安心して商品を選択することへの大きな支援になるものと考えられるとしております。

そのために具体的な事項としまして、環境に配慮した栽培技術の普及、認証対象農産物の増加に向けた検討、生産者や食品事業者、消費者への制度や認証マークの周知といった事項を挙げております。

「重点施策2」では、「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」としてしております。この自主管理認証制度は、都の独自の制度でございますけれども、現

在、食品衛生法、それから、食品製造業等取締条例に規定された全ての業種が対象となっております。このために食品の製造から販売までのあらゆる段階における自主管理を促す制度となっております。

また、認証基準を国際規格と整合させて、事業者への国際認証取得へのステップとなるような制度でございます。都としまして、これまでもこの制度の普及に取り組んでまいりましたが、今後、事業者の衛生管理の達成段階に応じて、確認や評価を行う取り組みにより、制度を普及拡大し、認証取得につなげていくことが必要であるとしております。

具体的な事項としましては、4点挙げていますが、本部認証、特別認証といった昨年から実施しております施策、それから、この活用による認証制度の普及、事業者の衛生管理の達成段階に応じた確認や評価の実施、それと、都の審査事業者に対する監査による制度の信頼性の確保や重点的に認証取得を進める分野の設定としております。

「重点施策3」では、「国際基準であるHACCP導入支援」としております。HACCPというシステムは、国際的に認められた食品安全に関するシステムとなっております。国では、将来的なHACCPの義務化を見据えて、HACCPの段階的な導入を図る観点から、都道府県等が条例で定める衛生管理上講ずべき措置、これに関する指針（ガイドライン）を改正して、本年5月に通知しております。このことによりHACCPの普及を進めていくとしておりますので、今後、この指針に基づきまして、関係条例の整備ですとか、HACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準、HACCPの導入型基準と呼んでおりますが、こういったものを規定して、関係事業者への制度の周知、技術的支援を行い、国際基準であるHACCPの導入を支援していくべきとしております。

具体的な事項では、4点ございます。上二つの総合衛生管理製造過程の承認につきましては、現行の計画でも実施している内容でございますが、下二つのHACCP導入型基準の事項につきましては、新たに今後、行っていくべきものと考えております。

「重点施策4」でございますけれども、「食品安全情報評価委員会による分析・評価」です。これは、健康への悪影響を未然に防止するために食品安全に関する情報を継続的に収集、分析・評価して、その結果を速やかに施策に反映させていくということ。また、わかりやすく都民に情報提供することが求められているということ。それと、このために都としましても、学術情報・海外情報など、このような情報を広く積極的に収集しまして、情報の信頼性、都民に対する情報提供の必要性、こういったものを評価委員会で分析・評価して、わかりやすく都民等に情報を発信していくべきとしております。

具体的な事項としては3点挙げておりますけれども、海外情報などの情報の収集、それから、評価委員会による情報の分析・評価、都民等への情報発信としております。

重点施策5、「輸入食品対策」ですけれども、先ほどの都政モニターアンケートでも、都が取り組むべき事業としまして、輸入食品に対する監視指導が半数以上を占めているという状況でございます。

輸入食品の安全確保につきましては、国での対策というのが一義的となりますけれども、通関後、都内流通後といったものにつきましては、都で設置している専門監視

班を中心に、輸入業や倉庫業、こういったところに重点的な監視指導を実施することが、最も効率的・効果的であるとしております。また、輸入者の自主的衛生管理の推進を図るといったことも重要な点と考えております。

このため、具体的な事項としましては、専門監視班による監視の実施、輸入農畜水産物の検査、海外で使用される農薬の検査法の開発、事業者講習会の開催、監視班による輸入事業者の自主管理の支援としております。

「重点施策6」では、「健康食品」対策を挙げております。「健康食品」につきましては、都民の生活にも広く浸透しているということが考えられますが、一部に医薬品成分が混入されているものがあったり、摂食による健康被害が報告されていたりという状況でございます。また、表示に関しましても、不適正表示が見受けられるということから、監視指導の一層の徹底が求められているということ。それと、新たな制度としまして、「健康食品」を初めとした加工食品、農林水産物を対象とした科学的根拠をもとに機能性を表示できるといった方策が国でも検討されております。

このような状況を踏まえまして、関連事業者を対象としました関係法令に関する法令の周知を図るための定期的な講習会の開催。それと、「健康食品」を安全に利用するための注意事項などについて、都民への普及・啓発を充実すべきであるとしております。

具体的な事項としましては、市販流通品に対する監視指導、「健康食品」による健康被害事例専門委員会の運営、事業者講習会の開催、健康食品ナビや普及啓発資材を通じた都民への普及啓発としております。

また、新たな機能性表示制度の対応につきましては、検討部会でも多くのご意見をいただいております。現在、まさに国で具体的な制度の設計をしているところでございますので、中間まとめでは、制度への適切な対応とさせていただきます。

「重点施策7」では、「法令・条例に基づく適正表示の指導」としてしております。表示の機能としまして、食品の品質ですとか、健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという役割がございます。このようなことから、都民が食品に対する理解を深めて、合理的な食品選択ができるといったことがございますので、このような環境づくりを進めることが必要だとしております。

また、3法を一元化しました食品表示法の施行、それから、景品表示法に基づく都道府県知事の権限強化という状況がございますので、このような制度改正に対応するための関係機関、他自治体との連携、それから、監視指導体制の整備、それと、食品を取り扱う事業者への支援、正しい表示に取り組めるような支援が重要であるとしております。

具体的な事項としましては、関係機関との連携、新しい制度に応じた相談・監視体制の整備、講習会の開催、DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施としております。

「重点施策8」では、「食品安全に関する健康危機管理体制」の整備としております。食品による重大な健康被害、大規模な食中毒、こういったものが発生した場合、また、発生が疑われる場合では、原因が判明していない段階であっても、都の関係各局が連携しまして、被害の拡大防止、それから、再発防止を図る必要がございます。

このため、平常時におきましても、関係機関との連携体制を構築・強化すべきであるとしています。そのために、例えば、インターネット回線を使用したテレビ会議等による訓練ですとか、情報発信の視点からは、マスメディア、ホームページを通じた情報発信方法について平常時から準備していく必要があります。

具体的な事項としては、関係機関との連携体制の構築、緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施、緊急時の情報の収集・発信としております。

「重点施策9」では、新たな施策としまして、「食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界」への発信としております。これは、現在、原子力発電所の事故によりまして、生産現場における農畜水産物のモニタリング検査、それから、流通食品のモニタリング検査、こういったものを実施しておりますけれども、都民の不安を取り除くためにも、この結果ですとか、放射性物質に関する知識の情報提供を行っていくことが重要であるとしております。

また、オリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、食品安全情報の世界への発信に向けて具体的な検討も含め、実施していくべきであるとしています。

具体的な事項としましては、ホームページを通じた都内産の農畜水産物、都内流通食品のモニタリング検査結果等の情報提供、それから、食品安全情報の世界への発信に向けた施策の検討としております。

26ページになりますけれども、「重点施策10」としまして、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」です。これは、現行計画の「関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進」と「情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の推進」という二つの施策、これを統合したものとなっております。

食品流通のグローバル化ですとか、生産・加工技術の開発、こういったことからリスクが顕在化することがあります。このために行政、都民、事業者が相互の取り組みを正しく理解し、協力し合うことは重要であると。そのために関係者が一堂に会して、それぞれの考え方ですとか、取り組みを情報交換し、意見交流を行っていくというリスクコミュニケーションをより活発に行っていくべきだと。それと、リスクが正しく理解できるようなホームページ、啓発資材、こういったものでわかりやすい情報の提供を充実させていく必要があるとしております。

具体的な事項としましては、都民フォーラムの開催など、関係者による活発な意見の交換、それとホームページ等による情報提供の充実、体験型セミナーの開催といったものを挙げております。

なお、検討部会では、小規模なリスクコミュニケーションについても重要であるという意見をいただいておりますので、この施策の中で、どのようなリスクコミが展開できるかといったことも検討していきたいと考えております。

最後の施策ですけれども、「重点施策11」としまして、「総合的な食物アレルギー対策の推進」としてしております。食物アレルギーは、アナフィラキシーショックを起こすことがありまして、この予防ですとか、症状が起きた場合の対応を適切に実施していくということが重要です。

このために、食品の製造、調理施設については、アレルギー物質の混入防止のための技術指導を行っていくということと、表示が義務づけられているものが適切に表示

されているかどうか、このようなことを確認していくということが求められております。

また、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるために、児童の日常生活の管理ですとか、症状発生時の緊急時対応といったことにつきまして、学校や保育所、幼稚園等の普及を関係各局が連携して進めることが必要であるとしております。

具体的な事項ですが、食品の製造、調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導、それと、アレルギー表示に係る検査体制の充実、学校保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成と3点を挙げております。

続いて、27ページが最後の第3章になります。「推進計画の実施に向けた考え方」ということで、推進計画実施に当たり具体的に留意すべき事項を挙げております。概要でもご説明しましたけれども、第1節では「施策の推進体制」としまして、大きく3点挙げております。

まずは、都庁内の連携の話ということで、これについては、食品安全対策推進調整会議といった会議がございますので、この活用を図っていくと。また、都内に流通する食品の多くは都外の自治体ですとか、海外で製造されたものとなっております。このため、国や他自治体との連携の強化といったものを2点目に挙げております。

3点目には、都民・事業者などの関係者の意見を反映した施策を進めていくために、食品安全審議会や食品安情報全評価委員会、それと、各局の審議会、このような審議会等からの意見も活発に活用して推進していくべきだとしています。

最後に、28ページでございますが、第2節としまして、「推進計画の実施と見直し」としております。重点施策を中心に進ちょく状況を毎年食品安全審議会へ報告し、そこで、審議会からの意見を聴いて施策を推進していくということでございます。

さらに、推進計画の中間時期に進ちょく状況を広く都民に公表するべきであるとしています。

また、推進計画の改定時点では、十分に認識されていなかったようなリスクが、途中段階で顕在化したような場合におきましては、計画の途中段階でも、必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきであるということを記載しております。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営む上で、最も重要な事項であるということから、答申（案）の報告に示された考え方に基づきまして、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、次期推進計画を策定し、着実に実施する必要があるということ。このことによりまして、条例の目的であります現在及び将来の都民の健康保護を図ることにつながると考えるということで、最後の結びの言葉としております。

以上でございます。

【西島会長】 ありがとうございます。ただいま、大屋部会長及び事務局から、＜答申（案）の中間まとめ＞検討部会報告について説明がありました。これから、この報告内容についてご審議いただきたいと思っております。

ご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、江木委員、よろしくお願ひします。

【江木委員】 一般消費者といたしまして、水も漏らさないような重点施策のご説明をいただいたところでございますけれども、このところチキンナゲットの事件、それから、殺鼠剤混入事件等があり、それに照射食品はこの5年の間に、全然検出されなくなりましたよね。ほとんど検出がなくなったというのは、基準が甘くなったのでしょうか。

また、HACCPというのは、しっかり確保できるのでしょうか。一般消費者で単純なる簡単な質問なのですが、不安がありますので、質問させていただきました。

【西島会長】 事務局から今のご質問について、お答えいただけますでしょうか。

【田崎食品監視課長】 大きく分けて4点ほどご質問があったと認識しています。中国産の鶏肉の衛生管理については、輸入食品対策だと思います。輸入食品対策は、22ページの「重点施策5」に記載させていただいております。

実際に、輸入されてくるものについては、検疫所の対応と各自治体の対応があります。輸入食品対策は通関後の対応ということで、東京都では確実に重点的な監視を行うことで効率かつ効果的に実施していくといった形をとっております。今回の中国産の鶏肉については、原材料の問題であり、国を超えた対応でございます。私ども自治体としては事業者の自主管理を推進していく立場でもございます。先ほどご質問があったHACCPとも関係がありますけれども、各事業者の方に食品の原材料の受け入れの態勢、輸入国からの食品の受け入れ態勢をきちんととっていただき、衛生的な確認をとっていただくというシステムを構築していただく。我々は、そのシステムを監視して、チェックしていく態勢をつくり上げる立場と思っております。

基本的には、事業者の自主管理の支援を行い、推進計画の中では重点項目である輸入食品対策において実現できればと考えております。

次に、放射性物質対策についてでございます。

放射性物質の基準として、一般食品につきまして、100ベクレルという新基準になった以降、特定の食品以外は確実に少なくなっている検出状況です。

東京都につきましても、一般流通食品については、本モニタリング検査を開始して以降、国産品では、基準値を超えたものはございません。また、検査結果については確実に情報提供させていただいております。特に基準値が甘くなったということはございません。

あとは、HACCPの確保についてでございます。先ほど東京都における食品の自主管理制度をご紹介させていただいたのですけれども、自主管理推進事業という体系については、21ページの「重点施策2」に、国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度という形で示しております。HACCPにつきましてもこれから厚生労働省が国策として推進していきますが、一般の飲食店や販売業など地道な努力をしている事業者の方も多くございます。こういった方々が自主管理をきちんとできるような、しかも、国際認証のステップとなるような制度が自主管理認証制度でございまして、これは、言わずもがなかもしれませんけれども、先ほどの鶏肉の問題とか、事故発生の未然防止にもつながります。自主管理の推進について、東京都の対策としては、これを積極的に進めようという考え方と、それから、HACCPにつきましても、研修

て、きちんと調査・研究、対策を練っていただきたいと思います。

それから、最後に26ページ、アレルギーのことなのですが、ここのアレルギー対策できちんと書かれている、「食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進める」という中で、今、問題になっているのが、外食でアレルギー表示がされていないのをどうするかというところではないかと思います。

国のほうで今、外食等におけるアレルゲン情報の提供のあり方を検討をされています。今年度中に報告書がまとまると思います。東京都はそれに沿って対策を練られるのだと思うのですが、それを、ここに入れておいていただきたい。「食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる」の中に、消費者が質問したときにきちんと答えられる、事業者がきちんと情報提供できるような体制を整えることが重要であるなど、そのようなことを書いておいていただきたい。これは未来の話ですが、この計画自体が先のこと、この計画がスタートするときには、消費者庁の検討も終わっていると思われるので、一步先んじて東京都として一言書かれておいたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

【西島会長】 ただいまのご発言について、事務局からお願いいたします。

【中村食品危機管理担当課長】 ご質問が多岐にわたりますので、HACCPのことについてお答えをさせていただきます。

例えば、ISO22000等も記述すべきということですがけれども、ISO22000、それから、FSSC22000も、実は全てがHACCPがベースになっているというシステムなものですから、私どもとしては、そのHACCPを推進していくということは、すべからくISOもFSSCも網羅して推進していくという理解でおります。

今後につきましては、ここに書いてございますとおり、今回の答申を受けまして、基本的にはHACCPがベースというものをきちんと位置づけて取り組んでいこうと考えているということでございます。

【田崎食品監視課長】 二つの質問についてでございます。輸入食品対策、先ほどの質問と関連もございませけれども、今後、いろいろな形で輸入食品が入ってくることに備え、当然国の検疫所はもとより、東京都でも、健康安全研究センターが国外の情報をキャッチしリスクを解析する仕組みもつくられております

これらをもとに、国内外の食品衛生事情をいち早く察知して、輸入食品や添加物とか農薬とか、さまざまな対応をしていくという仕組みがございませ。こちらに書いてあります「重点施策」の4から7の間に全て盛り込まれるかなと考えております。特に国外での原材料の放射線照射処理につきましては、まずは事業者の方々が輸入食品やその原材料をチェックする体制を事業者の方に対して指導し、自主管理を推進していくという形が最も適当であり、今後も努力をさせていただければと思っております。

それから、先ほど、アメリカの放射線照射食品関係のご質問がございました。青汁の関係でございませが、東京都におきましては、放射線照射食品につきましては、自治体として全くしていないわけではなく、少なくとも厚生労働省の検疫所では毎回チェックされております。

ただ、実際にチェックをすり抜けて確認された、という事実も問題であると受け止めております。

これについては、使っているTL法という検査法は弱点もございまして、食品そのものの検査ができない点です。仮に農産物が照射されても照射後にすぐに照射エネルギーが元に戻ってしまい、放射線の残差が残らず、通常の状態に戻ってしまいます。エネルギーの関係で、そこに入っている異物とかごみとか、あるいは小さな砂とか、そういったもののチェックを行うというシステムをとっておりまして、必ずしもその食品そのものに放射線照射されたかどうかはわからないということです。

事業者を指導する健康安全研究センターでは、事業者の責任において、照射のないことについて現地と対応し、確認作業を徹底すること。それから、確認されていない場合にはそれを確認させて、その報告を求めるといった事業を進めております。

重要なのが、輸入者の中には、食品への放射線照射について、きちんと国の基準があるということをご存じない方もいらっしゃると思いますので、その辺の普及啓発も併せて個々の事業者に直接指導させていただいているというところではあります。

基本は監視指導で担保するということであり、検査の脆弱さを補いながら、放射線照射食品の確実な監視指導を行っております。

次に、機能性表示の関係でございまして。こちらは、米国のサプリメントのように科学的な根拠が不十分なものとか、あるいは、消費者が誤認するような機能性表示食品というのが、一部流通するのではないかとこのところ、消費者の懸念が残るところでございまして。実際に過剰摂取の恐れもあるのですけれども、都としましては、食品の安全の視点から見て、機能性の有効性はともかく、安全性を確実に担保する必要があると考えています。

施策としては、2の柱の中で、重点的な監視指導を行うというところでは、「重点施策」の4から7の間や、22ページです。その際、論文などが添付されてくると思いますが、そういった論文等の確認を事業者がきちんとやっけていかなくてはならないということ。それから、「重点施策6」の「健康食品」対策と、表示も関係ありますので、「重点施策7」で、法令上に基づく適正表示、これは消費者庁が管轄する形になりますが、そういった形の対応を、私どもとしてはやっけていかなくてはならないということとございまして。

あとは、ご意見がありました小児につきましては、食品表示法の食品表示基準案の中に盛り込まれていくと思っておりますし、詳細は恐らくガイドラインで示されることになると思いますが、内容を確認しながら対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

【西島会長】 アレルギーについてもお答えいただけますか。

【田崎食品監視課長】 先ほどのご質問の繰り返しになりますが、これから報告書を見ながら対応ということになります。このアレルギー表示につきましては、実際に大手の事業者の方については可能だと思うのですが、小売の中小の事業者の方がどのくらいできるかという、実効性の部分があると思っております。

報告書の内容を見ながら、都としてどういう形で進めていくのか、これもここに具体的にまだ書いていないというところもございまして、実務的には、施策とし

を進めていくという言い方をさせていただいていますので、そういったアレルギー表示につきましては、物品の販売以外、調理業に対しての施策についても、やはり進めなくてはならないだろうと。実際に現状を見ると、アレルギーについては、かなりの事業者の方、大手のチェーン店などですけれども、実際に表示をしているという現状もございますので、その辺がどの程度各実施できるのかというところを、総合的な評価として比較考慮しながら、進めていきたいと考えております。

【佐野委員】 今のアレルギーの部分なのですけれども、現在表示しなくてもいい外食ですが、アレルギーを持っている患者さんが、いつ何が起きかわからない中で食事をされているので、お店の方に聞いたら、答えられるようにきちんとしてほしいというのが一番の要望です。別に全て表示しろというわけではなくて、事業者の方が、自分たちがお客様に何を出しているのかきちんと把握しろということ、今回の推進計画の中に、国より一歩先立って、一言書きとめておいていただきたいということなのです。

【田崎食品監視課長】 はい、事業者の知識とか、提供する食品に関するアレルギーに対する普及啓発をさらに進めていくべきという理解でよろしいですか。

必要であれば、今日のご意見を承って、検討部会の方々に検討して頂く機会がございます。

【西島会長】 それがよろしいですね。

では、先に飛田委員、その次に戸部委員、お願いします。

【飛田委員】 ありがとうございます。検討部会の皆様方には、今後の計画についておまとめいただきましたことを感謝申し上げたいと思っておりますけれども、幾つかお尋ねや、お願いしたいことがございます。

一つは、これはよかったなと思いましたが、11ページ、事業者に対する技術的支援のところでございます。従来よりも少し踏み込んだ形で、情報提供を生産とか加工技術や法令等に関するものも行うということでございますが、これについて、入れていただきましたことはありがたく思いますけれども、7、8、9と枠の中に入っておりますが、11ページの9のところの講習会では、例えば、先ほどから照射食品のことが出ておりますが、今年度に入って、健康食品の大麦若葉、アメリカから輸入されたものが食品衛生法違反の照射されたものが入っております、それが消費者の分析等でわかりまして、回収を関係各方面が行っておられるのですね。そういう事例、外国と法令が異なったりして、食品衛生法違反がどうして起こったかというような具体的な内容を提示していただきたいということが、一つお願いでございます。

照射食品に関しましては、先ほども委員からご提案がありましたけれども、14ページの輸入食品対策のところ、照射食品の問題をぜひ入れていただきたいと思うのですが、なぜかと申しますと、2008年から2009年ごろ、オーストラリアの猫が大量に死んだ事件がございました。それは、オーストラリアが他国から輸入したキャットフードに、防疫上の対策ということで放射線照射を行ったために、猫が水俣病のような症状を呈したという事件がございました。そのときの多くの反応は、これはコーデックスが認めていることだからという、キャットフードですから余り問題にならなかったのですけれども、一般的には、コーデックスが認めているということは、こ

れはいかなる食品にあっても、10キログレイぐらいを超えなければ、やって構わないということではないんです。

また、衛生管理とか製造管理の代用として用いられるべきではないという考え方があるわけですが、浸透していないわけです。ですから、10キログレイぐらいという数字がひとり歩きして、コーデックスが言っているのだから、安全であるという見方をされますと、猫の死亡という恐ろしい事象を見逃してしまうということもあるわけです。

照射食品に関しましては、確かに10キログレイ未満のものについて一定の見解は出たのですが、その後、また別の異論も出てきていて、それに対する論証が行われていないという経過がございます。特に中国の最近の事件のようなことがありますと、それでは殺菌すればいいだろうと、どんなに腐ったものであれ、中国は照射施設をたくさん持っている国ですから、照射をしてごまかすということもあり得るわけなのですね。

ですから、他国における法令が違う国などにおける物の考え方とか、それからコーデックスなどの底を流れているものまでしっかり捉えていただきたいと思います。国際基準に関しましては、先ほど、佐野委員からもご指摘がありましたように、多様なものについてお取り上げいただければありがたいと思います。

それから、その次ですが、13ページのところになりますけれども、畜産物等の安全対策を書き添えておられますが、最近、気になっておられますのが、鹿とか熊とかイノシシによる食害が大変深刻化しております、ちょうど食のグローバル化なんかも手伝って、ジビエの流行がこのところ顕著でございます。

そうしますと、ジビエと言って、何でも人間に害悪なんだからという考え方で食肉を扱われるようになりますと、事実、食品・レストラン等では、これを一つのビジネスチャンスということで、いろいろなメニューも開発されたりしているのですが、一方では、鹿については、民間の認証も行われつつあるようでございますけれども、ジビエに関するこれから流行しそうなものについての対応策も、こういうところに入れていただく必要があるのではないかと考えております。

それから、アレルギーの問題で、私の視点からもう一点つけ加えさせていただくとすれば、学校で相談に応じるというところがございました。

もちろん緊急対策をいろいろなさっておられるようではございますけれども、具体的な事項として、26ページの最後のところ、「学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成」とあるのですが、ここに緊急時対応も入れていただく必要があるのではないかと思います。一旦事が起きたときの対策として、アレルギーによるアナフィラキシーのショック死をなくすためには、これから先でございますので、踏み込んでいただきたかったということがございます。

それから、戻りますが24ページ、「健康食品」対策の具体的事項ですけれども、さきの大麦若葉も既に行き渡ってしましまして、たくさんのお社にばらまかれて、形も変えておりますので、回収が思ったようにならないのですね。従いまして、これは大麦若葉に限りませんけれども、大変深刻な事態を招くようなものが出たときに、監視指導、もちろんこの中に含まれるかもしれないかもしれませんが、「速やかな違反品の回収」という

言葉を入れていただけたらありがたいと思って読ませていただきました。これから先のことを考えますと、健康志向に便乗する商法は後を絶ちませんので、さらに巧妙かつ大きな問題をはらむようになってきておりますので、それをご検討いただけたらありがたいと思っております。

また、気がつきましたら、触れさせていただきます。ありがとうございました。

【西島会長】 即答は無理なのが多いとは思いますが、お答えいただけるところだけをお答えいただいて、あとは検討部会とか、仕分けをお願いできればと思います。

【田崎食品監視課長】 ご意見として承らせていただきまして、きょうのご意見をもう一度、部会でも検討していただく形になろうかと思っておりますので、まず、承らせていただくのが1点。あとは、アレルギー関係につきましては、事務局に担当の係長がおり、実際のエピペンの使い方とか、緊急時対応もやっております、学校とか保育園とか使い方も普及啓発しておりますので、具体的な内容を話していただくようにいたします。

【江澤環境情報係長】 健康安全研究センターの環境情報係長の江澤と申します。アレルギーの研修につきまして、ご指摘いただきましたように、相談を受ける側の対応力の向上というところがあります。一般的な相談を受けるということとあわせて、食物アレルギーの緊急時対応は、非常に大きな課題になっております。

そこで、保育所等の施設につきましては、緊急時にどう対応したらいいかということも含め、研修を実施しているところでございます。

緊急時対応に使用するエピペンというアドレナリン自己注射薬の対応の仕方なども含め、食物アレルギー緊急時対応マニュアルを作りましたので、それに基づいて、研修等を実施しているところでございます。

以上です。

【西島会長】 よろしいでしょうか。

【田崎食品監視課長】 先ほどお話しになった大麦若葉については、共通ご意見がございましたが、基本的には監視指導の中で対応させていただいております。

また、事件処理の迅速性ですが、複雑多岐な商品の販売経路になっている場合も多く各自治体では苦慮しているところです。

違反食品が流通しないための未然対策として、検査とか、監視に頼らない方法である自主管理の推進が大切であり、今後とも推進していきたいと考えております。

それから、ジビエなのですけれども、国のほうでも検討会を開いて検討しております。生食用の食肉については微生物的にリスクが高いという結果が出ておまして、加熱処理など適切な提供がなされれば、問題はないという認識ではございます。

この辺も国の方向性も注視しながら、対策を考えていくべきと考えます。

今後、具体的な対策等についてどのようにするかは、また、改めて検討させていただければと考えております。

【西島会長】 ありがとうございます。この後、戸部委員にご発言いただくのですが、その後、畝山委員からガンマ線照射について、検査の切り口からご意見を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

【戸部委員】 ご説明、ありがとうございました。私もHACCPの制度について

は佐野委員と同じように思っております、この資料3の21ページの「重点施策2」と「重点施策3」の部分なのですが、まず、質問の1点目として、「重点施策2」の都の独自の認証基準というものがどんなものなのかを確認したいです。

先ほどご説明いただいたように、衛生管理の基本として、HACCPがほかの国際規格の認証の基本となるというのはそうだと思いますし、このHACCPの導入支援は大事な取り組みだと思っています。しかし、市場のニーズとか、食品業界の動向を考えたときに、HACCPだけでは食品防御の点だとか、あとPRPの基準をもう少し具体的にしたほうがいいとかということで、FSSCという基準が出てきていると思うので、そのあたりとの関係を少し明確にする必要があると思います。この報告書を見ると、消費者としては、HACCPが何か私たちの期待の全部に答えてくれるみたいに思ってしまうところがあるのかなと思っています。

5ページのところの意図的な異物混入についても、自主的衛生管理だけでは十分に防止することは困難だけれども基礎になりますよと、伝えたいことはわかるのですが、この後の説明を読んでいくとHACCPという文言がたくさん出てくるので、不安に全部答えてくれるのかなという期待をしてしまうかもしれないと思いました。食品安全に関する国際規格が、こういう目的とするレベルに応じて、HACCP、ISO22000、FSSCがあり、東京都が目指すレベルはどこかという整理をしていただくと、消費者にとってはわかりやすいのかなと思いました。

もう一つなのですが、20ページの「重点施策1」のところ、東京都のエコ農作物認証制度の推進ということで、先ほどのご説明の中では、これまで推進してきたGAPも含めた形でという説明だったので、GAPも東京都のエコ農作物認証制度のベンチマークに入っているのかですか。GAPはGAP、この東京都の認証制度は認証制度と、別のものなのかどうかを教えてください。

【中村食品危機管理担当課長】 東京都の自主管理認証制度とHACCPの違いでございますけれども、東京都の自主管理認証制度は、まさに今お話があった、PRPの認証ということです。つまり、HACCPの前段となります一般的衛生管理、これがきちんとできているかどうかを都独自に認証していこうというのが、東京都の認証制度ということでございます。

ISO、FSSC22000等を含めて、HACCPに加えマネジメントという事項がプラスになるわけですが、その辺の関係につきましては、今後答申を受けまして、最終的には計画を策定させていただきますけれども、計画の中で参考資料という形で、HACCPの中にはこういう種類がありますよというのを付けさせていただくのがいいのかなと考えておりますが、また、部会でもご議論をいただきたいと考えております。

あと、GAPとの違いですが、GAPはあくまでも農産物でございまして、東京都の自主管理認証制度というのは、いわゆる食品の製造加工になりますので、1次産業と2次産業以降の違いということでご理解いただければいいかと思っております。

【遠藤食料安全課長】 エコ農産物の関係ですが、GAPはGAPで、これはご存じのとおり、農業生産工程管理というものでありまして、これは東京都でもG

A Pの手法ということで、農生産者が取り組みやすいG A Pの方針を策定しまして、ホームページでご紹介しております。そちらをごらんになっていただいた上で、生産者の独自の取り組みとして行っていただくように、今後も普及指導を進めていく形になります。

エコ農産物認証制度につきましては、今までエコファーマー制度という国の制度がございまして、それは、いわゆる環境保全型農業を推進する農業者に対して認証していたものです。

それともう一つ、特別栽培農産物認証制度がございまして、これは化学肥料ですとか化学農薬の使用量を減らしたのについて、特別栽培農産物ということで、東京都が認証する制度がございましたけれども、消費者にとって非常にわかりにくい制度であったので、この二つを統合しまして、東京都のエコ農産物認証制度という形をつくりまして、今まで特別栽培農産物認証制度においては、50%以上の化学肥料、化学農薬の削減をした場合に認証する形をとっていましたが、よりその環境保全型農業に取り組んでいただけるよう、生産者が取り組みやすいようにということで、25%削減という方についても認証する形をとり、このエコファーマーという特別栽培農産物を一緒にすることによって、消費者にとっても環境保全型農業を推進している農家の製品であることがわかりやすい形の制度に改めたということでございます。よろしいでしょうか。

【戸部委員】 ありがとうございます。

【西島会長】 では、畝山委員、お願いしておいて簡潔にというのはおかしいのですが、ガンマ線照射というのが、検査という立場からはなかなかわかりにくい点があると思うのですね。

【畝山委員】 検査自体は専門ではないので、具体的にお話しできないのですけれども、大麦若葉の事例については、若干追加というか情報提供という形でお話ししておきたいことがあります。

飛田委員が、アメリカでは認可されているが日本では認可されていないという文脈でおっしゃったのですが、確認をとってはおりませんが、アメリカでもこの商品は正確には認可されていないのではないかという疑いがあります。アメリカでは、生鮮レタスとかホウレンソウのような、生で食べるものは照射してもいいのです。でも、この大麦若葉加工食品に関しては、本来、加熱すれば滅菌できるので、照射の必要がないのです。何で照射していたかといいますと、加熱すると何かいけないことがあると業者が勝手に思っていて、それを求める消費者がいるので、照射したということらしいのです。

したがって、そもそもその加工業者は、食品の安全性に関する基本的知識に間違いがあります。さらに、健康食品として大麦若葉を食べている人たちのほうなのですが、大麦若葉は、健康食品として食べることによる安全性は確認されていません。なのに、それを健康にいいと思って食べていること自体に問題があつて、それに照射がされていたから心配というのは心配すべきところがずれていて、食品の安全性に関する基本的認識が消費者も、製造者も間違っているというところに、大きな問題があると私は思っています。

ですから、情報をきちんと提供するということと、それから、何が食品にとって一番大事なのかということ伝えていかなくてははいけない。

それから、猫の照射の話なのですけれども、この猫の事例に関しては、特定のものだけを食べていたという特徴があり、照射の何が原因であるかは確定しておりません。

人間に関しては、特定の食品だけを一生食べ続けるということはありませんので、特に有害影響があるとは考えられていません。ガンマ線照射によって人間に健康被害が生じるということは、この猫の事例を根拠としては言えません。ペットフードや赤ちゃんのミルクのように、特定のものしか食べないものに関しては、リスクが非常に高くなりますので、そういう事例は指標として検討はするのですが、それがすぐ一般の人に当てはまるとは考えられません。

ですので、照射に問題があるということではなくて、そもそも健康食品というのは何だろうというところに問題があるところの事例は考えています。

【西島会長】 ありがとうございます。簡潔にすごくわかりやすく説明をいただき居ました。本当にありがとうございます。

あとは、よろしいですか。どうぞ。山本委員、お願いします。

【山本委員】 大屋部会長をはじめ、多大な努力でおまとめいただきまして、ありがとうございました。

2点発言したいことがあります。1点は、HACCPのことに関してですけれども、やはりHACCPをどうも万能のツールという形で誤解されている可能性もあるので、すけれども、基本は、やはりHAの部分です。ハサード・アナリシス。つまり、その危害要因について、正しく理解して、それをどう排除するのかということ、どの段階においても考えなければいけないことなので、それがしっかりできていることが重要ですよという意味で、HACCPを導入しましょうということになっているわけです。

ですから、ISO22000にしても、FSSC22000にしても、そういったものを取り込んでいるという考え方で理解していただければと思いますので、HACCPの重点施策のところ、業界団体への普及に合わせて、消費者等への理解の推進というものを進めていただければ、さらにその全体として皆さんの理解が進んで、よりそれを推進することになっていくのではないかと考えております。

もう一点は、食品防御といいますか、食品テロと言われるようなものが起こる可能性はゼロではないという認識をしているところです。

ですから、オリンピック・パラリンピックに向けて、危機管理体制の充実をさらに進めていきたいというところをもう少し深く書き込んでいただいて、これは、関係機関という公的なものだけの関係にとどまらず、事業者が参加しないことには回収も進みませんので、その辺をしっかり理解していないと動けないと思っております。事業者が緊急対応マニュアルを本当に持っているのかどうか、点検をしていただければと思います。事業者を巻き込んだ取り組みをしておかないと、実際の回収のときには動かないであろうと思っております。

以上です。

【西島会長】 ありがとうございます。これまで貴重なご発言をいろいろいただきました。

それでは、＜答申（案）の中間まとめ＞検討部会報告に対する意見について、事務局からご確認していただけますでしょうか。

【田崎食品監視課長】 それでは、ここまで確認をさせていただきましたけれども、事務局から意見とその取扱いについて、お話をさせていただきたいと思います。

【高橋食品安全係長】 本日、さまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございます。基本的に今回は中間のまとめという形でございます。いただいた意見をお聞きしていたところ、もう少し盛り込んだほうがいいのではないかとといったような内容がほとんどだったと思います。つまり、この内容では中間まとめとしてはふさわしくないのでは、削除したほうがいいのか、そういう意見はなかったと理解しておりますので、中間まとめとしましては、本日お示しした内容でご了承いただきまして、またこれから、検討部会がございまして、そこで本日いただいたご意見を踏まえまして、最終的な検討を行い、答申としてまとめていきたいと考えております。

【西島会長】 ありがとうございます。今、事務局からありましたように、いろいろな意見を部会からの方向を持って、審議会としての中間まとめとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日、報告を受けました＜答申（案）の中間まとめ＞検討部会報告を審議会として承認したいと思います。

今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 それでは、中間まとめにつきましては、8月5日に公表、来週の火曜日になります。午後になると思いますけれども、公表させていただきます。先ほどお話ししたとおり、2週間パブリックコメントを募集させていただきます。その後、パブリックコメントの意見を踏まえて、そして、今日委員の皆様からいただいた内容を踏まえまして、検討部会を9月11日に開催したいと考えております。部会としては、最終案をまとめさせていただいた上で、10月の審議会で最終案を審議して、答申をいただければと考えております。

【西島会長】 ただいまの説明につきまして、よろしいでしょうか。どうぞ。

【矢野委員】 パブコメの募集期間ですけれども、2週間ですが、8月は間にお盆休みが入って、消費者団体とかこれから意見を出していく人たちも休みで、組織確認をするにも、お盆の1週間はちょっと厳しいのです。実質1週間になってしまうので、18日の締め切りをせめて20日くらいまでとか、ちょっと考慮して、少し延ばしていただければありがたいと思います。

【田崎食品監視課長】 では、事務局で検討させていただくようにします。西島会長、よろしいでしょうか。

【西島会長】 では、それをお願いいたします。

それでは、続きまして報告事項に入らせていただきます。

東京都食品安全推進計画戦略的プランの進捗状況について、事務局から報告願います。

【高橋食品安全係長】 それでは、本日の報告事項であります、推進計画の戦略的プランの実施状況、それから、今年度の予定についてご説明させていただきます。

使います資料は、資料4のA4の横判でつづつあるものになります。

こちらは、現行の推進計画の戦略的プランの進ちょく状況となっております。毎年度本審議会に報告しており、今年度は最終年度ということでございます。平成25年度の実施状況と今年度の予定について主な事業を中心にご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の4ページをごらんください。現行の推進計画の戦略的プラン1では、「GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進」となっております。25年度の実績が左の列、26年度の予定を右の列に記載してございます。

25年度の実績ですけれども、GAPの推進につきましては、普及員を通じた農業現場でのチェックシートの普及を推進しております。また、生産情報提供食品事業者登録制度の事業者数につきましては、平成25年度末で4,342事業者となっております。他の制度との連携につきましては、先ほどの次期計画の施策の中で検討していただきました、東京都エコ農産物認証制度の制度との連携を図っております。また、制度のPRといったものにつきましては、登録食品の直売会の開催等を通じてPRをしているという状況でございます。

26年度の予定としましては、GAP、それから、生産情報提供食品事業者登録制度につきましては、引き続き推進を図ってまいります。

続きまして、7ページをごらんください。戦略的プラン2、「事業者が取り組む自主的衛生・品質管理の推進」です。25年度の取り組みでございますけれども、事業者のコンプライアンス支援につきましては、これまで、セミナーで使用しています啓発資材、こういったものを活用しまして、保健所等における衛生講習会において啓発を実施しております。

また、自主管理認証制度の普及につきましては、チェーン店の衛生管理の仕組みを認証する本部認証、また、国際規格等の認証施設に対する手続を簡略化する特別認証を昨年10月から開始しております。このチェーン店の本部認証につきましては、今年の4月に都内120店舗のチェーン店を認証した旨を公表しました。

制度の周知につきましては、参考資料3に認証制度のリーフレットを添付しておりますが、このようなリーフレットを用いまして、今年度も、制度の普及を図っていく予定でございます。

26年度の予定につきましては、事業者のコンプライアンスの支援では、引き続き作成した啓発資材を用いて、保健所等における衛生講習会等を実施していきたくと考えております。

自主管理認証制度につきましても、引き続き本部認証、特別認証を含めた制度の普及、また、認証取得に取り組む初期の段階から、評価をしていくという段階的推進プログラムを今年度から開始することを予定しております。

続いて、10ページをごらんください。戦略的プラン3、「緊急時における危機管理体制の整備」です。25年度の実績ですけれども、まず、関係機関との連携強化では、食品安全推進調整会議幹事会ですとか、BSE対策連絡部会を開催して、関係各局で

の情報交換を図っております。

マニュアルに基づく訓練の実施につきましては、食品衛生監視員を対象とした食中毒のシミュレーション訓練を実施しております。

また、中央卸売市場においても、マニュアルに基づく机上訓練を実施しております。情報の収集につきましては、食の安全に係る海外情報検索システム、また、情報の発信については、食中毒に関するプレスリリースを行っております。

健康危機管理センター（仮称）の整備となっておりますけれども、これは、名称は従来どおり健康安全研究センターとしまして、平成24年度に組織の改正などの整備を行っております。

26年度の予定としましては、引き続き各種の連絡会議、緊急時の対応の訓練、危機管理情報の常時収集・発信、こういったものを行ってまいります。

続いて、13ページをご覧ください。「食品安全に関する情報収集と評価」、これが戦略的プラン4となっております。25年度の取り組みですけれども、海外情報などの食品安全に関する情報の収集は、先ほどのプラン3と同様となっております。食品の有害化学物質汚染調査については、水銀、PCBなどを対象としまして、資料のとおりを検体を検査しております。この結果、問題となる値を検出した検体はございませんでした。

食品安全情報評価委員会では、昨年度、2回開催しまして、安全情報の評価を行って、評価結果に基づく情報をホームページで提供しております。

消費生活条例に基づく調査については、食品に関する情報収集を行っております。

26年度の予定としましては、有害物質の汚染調査、こういったものも昨年度と同様の規模で実施していくといったことを初めとしまして、引き続き情報収集と評価に努めてまいります。

続いて、16ページをご覧ください。戦略的プラン5「健康食品」による健康被害の防止です。25年度の取り組みですけれども、市販品に対する監視指導では、125品目の試買調査を実施しております。このうち108品目に不適正な表示や広告があり、事業者に改善を指導しております。

また、2品目から、医薬品成分を検出したため、違反措置を実施しています。健康被害事例専門委員会では、健康食品の利用との関連が疑われる健康被害情報について分析を行っております。

普及啓発につきましては、事業者の講習会の実施ですとか、ホームページ、リーフレットによる情報提供を行っております。26年度の予定については、引き続き同規模の試買調査を行うなど、健康被害事例の分析、それから、普及啓発、こういった施策を実施してまいります。

続いて、20ページをご覧ください。戦略的プラン6、「輸入食品の安全確保対策の充実」です。25年度の取り組みですけれども、専門班による監視、輸入食品の検査規模については、資料に記載のとおりとなっております。この結果、基準値を超える農薬を検出したブルーベリーなど、5品目については、法違反として回収や販売禁止などの必要な措置を行っております。

また、遺伝子組換え食品の検査では、安全性未検査の遺伝子組換え体が検出された

ものはございませんでした。検査法の開発については、資料のとおり、指定外添加物、農薬、動物用医薬品の検査法の開発を順次進めております。

輸入事業者に対する講習会につきましても、年1回実施してございまして、輸入事業者に対する自主管理推進支援としまして、188施設に対して、チェック表による衛生管理状況の確認等を行っております。26年度についても、25年度と同様に監視や検査などの輸入食品対策を実施してまいります。

なお、(4)に書いてありますとおり、輸入事業者講習会につきましては、本年9月に「輸入食品におけるフードディフェンス」をテーマとしまして、実施する予定でございます。

24ページをご覧ください。戦略的プラン7、「食物アレルギーに関する理解の促進」です。25年度の取り組みですけれども、人材の育成については、アレルギーを持つ子供への配慮や保護者からの相談にも対応できるよう、保育所や幼稚園の職員を対象に研修を実施しております。

また、25年度に緊急時対応マニュアルを作成しまして、保育園、幼稚園、公立・私立学校等の全教職員への配付を行っております。

さらに、アナフィラキシー症状を起こした際の緊急時対応の研修といったものも実施しております。検査体制の整備では、これまでに改良・検討した検査法を用い、エビ・カニを含めたアレルギー物質の検査を行っております。

食品製造段階での技術指導については、平成23年度になりますけれども、食品の製造工程における食物アレルギー対策ガイドブックを作成しまして、製造施設に対する監視・指導等を行っております。

本日、参考資料4に、このガイドブックの概要を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

26年度の予定ですけれども、保育所などの相談実務研修や実践的な緊急時対応研修、こういったものを引き続き実施していく予定です。それから、検査体制の整備、食品製造段階の技術指導につきましても、記載のとおり実施してまいります。

27ページをご覧ください。戦略的プラン8、「食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進」です。

25年度の取り組みですけれども、適正表示推進者の育成につきましては、講習会を2回、また、この育成講習会を過去に受けた方を対象としたフォローアップ講習会、これを1回実施しております。正しい知識の普及については、消費生活調査員向け研修会や都民・事業者向けの講習会を開催したり、表示に関するパンフレットを作成し、配布しております。

景品表示法、それから、調理冷凍食品に関するQ&Aといったパンフレットを本日の参考資料5、参考資料6に添付してあります。

科学的検証では、遺伝子の検査などにより、袋詰め米穀ですとか、牛肉の品種、こういったものが表示と一致しているかどうかといった検証を行っております。

関係機関との連携では、東京都食品表示監視協議会、これは、関係各局ですとか、警視庁、農林水産省、こういった機関から構成される協議会ですけれども、この協議会を開催いたしまして、緊密な情報共有により連携体制を確保しております。

26年度につきましては、同様の事業を実施していきますけれども、(2)の正しい知識の普及にありますとおり、パンフレットでは、来年度の食品表示法の施行に向けて、食品表示法に関するパンフレットを作成する予定であります。

31ページをごらんください。最後に戦略的プラン9、「食に関するリスクコミュニケーションの充実」です。25年度の取り組みですけれども、これまで蓄積してきました統計データ、こういったものを有効活用できるようなコンテンツであります食品安全アーカイブズを6月に開設しております。

また、普及啓発資材としまして、食中毒予防に関するポスターやリーフレットを作成し、配布をしています。

参考資料7では、洗剤などの誤飲による食中毒を防ぐことを目的にしたリーフレットを添付しております。

関係者との意見交換につきましては、都民フォーラムや食の安全調査隊のグループ活動を開催しております。卸売市場におきましては、都民、市場事業者、都の3者で意見交換を行う消費者事業委員会を開催しております。パブリックコメントも毎年作成しております食品衛生監視指導計画の策定時に実施しております。

続いて、32ページに25年度の取り組みの続きがございます。情報伝達を担う関係者の相互理解の促進につきましては、25年度の実績はありませんでした。

また、健康安全研究センターで「夏休み子供セミナー」を開催しております。

26年度の予定でございますけれども、ホームページや普及啓発資材による情報提供を引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、関係者による意見交換については、都民フォーラム、消費者事業委員会、パブリックコメントなどを実施していきます。今年度、1回目の都民フォーラムにつきましては、参考資料8に9月11日に開催されますご案内を添付しております。

また、参考資料9では、食の安全調査隊の募集内容を添付しております。これは、全5回の活動を50名の調査隊で行いますが、調査隊の選定につきましては、より多くの方に参加していただくために、初めて参加される方を優先したいと考えております。

参考資料10では、審議会で毎年度報告しております食品中の放射性物質対策の25年度末現在のものとなりますので、内容につきましては、後ほどご確認いただければと考えております。

以上でございます。

【西島会長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問等ありますでしょうか。

はい、ありがとうございます。特にないようですので、以上で予定されていた議事は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりご審議をありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【田崎食品監視課長】 西島会長、議事進行をどうもありがとうございました。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてどうもありがとうございました。

今後は、先ほどのご確認させていただいたスケジュールに従って、そしてパブリッ

クコメントの期間については調整させていただきながら、進めさせていただきたいと思えます。

次回の審議会は、10月を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。これで、本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後17時00分閉会